

鮫川村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	4,129 (H23.3.31現在)人	3,622,050 千円	820,780 千円	618,200 千円	17.1%	17.8%

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

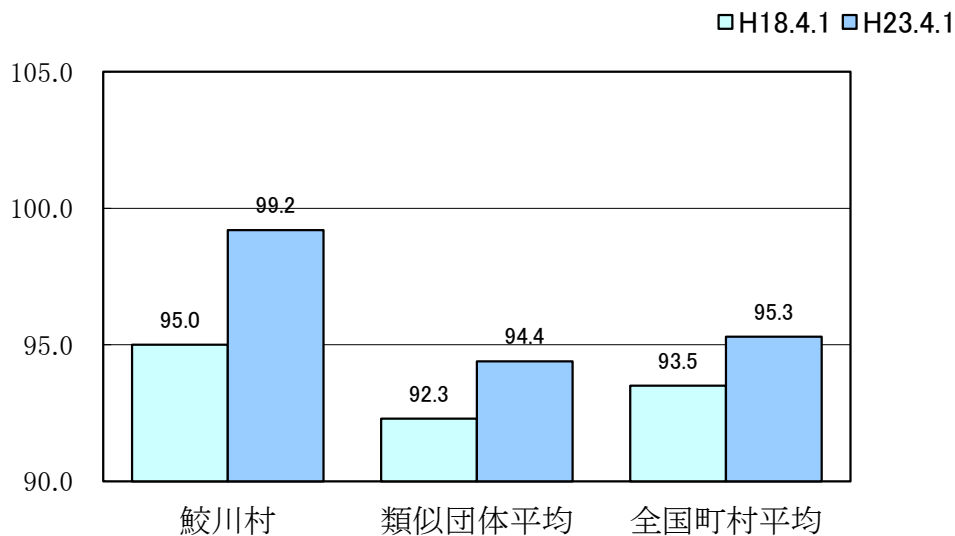
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体の 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	うち期末・勤勉手当	計 B		
23年度	65 人	267,877 千円	139,962 千円	98,568 千円	407,839 千円	6,274 千円	5,523 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。
 3 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 特記事項

平成22年度は、一般職員の職員手当のうち、通勤手当の支給の上限額を11,300円までとする手当の抑制を実施した。また、特別調整手当についても、20%の減額措置を行なっている。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
23年度	-	391,225	-	△ 0.23	△ 0.23	△ 0.23

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特例給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
23年度	-	3.9	-	-	3.9	3.95

(注)「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200	-	-	-	-
最高号給の 給料月額	247,900	314,900	362,800	397,400	412,500	440,300	-	-	-	-

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鮫川村	44.0 歳	338,300 円	378,800 円	367,900 円
県	44.1 歳	350,500 円	461,542 円	381,083 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円	- 円
類似団体	42.7 歳	312,748 円	361,552 円	342,278 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鮫川村	54.3 歳	2 人	336,000 円	352,200 円	348,400 円	-	-	-	-
うち学校給食員	54.5	1	340,300	358,000	358,000	調理士	43.0	224,300	1.57
うちその他の技能労務職	54.0	1	331,600	346,300	338,600				
県	52.3	351	371,100	432,258	392,803	-	-	-	-
国	49.5	3,689	283,862	321,662	-	-	-	-	-
類似団体	49.3	3	285,673	307,617	301,549	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鮫川村	-	-	-
うち学校給食員	5,764,500	(調理士)	1.87
うちその他の技能労務職	5,513,700	3,070,767	1.79

※年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鮫川村	52.4 歳	374,500 円	406,700 円
県	45.7 歳	401,500 円	440,516 円
類似団体	42.3 歳	293,968 円	315,901 円

④福祉職(保育士)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鮫川村	47.8 歳	337,500 円	359,300 円	350,400 円
県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	40.3 歳	323,049 円	367,540 円	- 円
類似団体	40.5 歳	282,414 円	305,727 円	295,523 円

(注) 1 「平均給与月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		鯉川村	県	国
一般行政職	大 学 卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高 校 卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	142,500 円	155,250 円	— 円
	中 学 卒	— 円	139,800 円	— 円
教育職 (幼稚園教諭)	大 学 卒	175,100 円	203,100 円	— 円
	短 大 卒	142,500 円	157,500 円	— 円
福祉職 (保育士)	短 大 卒	142,500 円	— 円	— 円
		— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	289,000 円	332,200 円	375,900 円
	高 校 卒	233,300 円	271,900 円	339,500 円
技能労務職	短 大 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
教育職 (幼稚園教諭)	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	短 大 卒	— 円	— 円	— 円
一般行政職 (保育士)	短 大 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

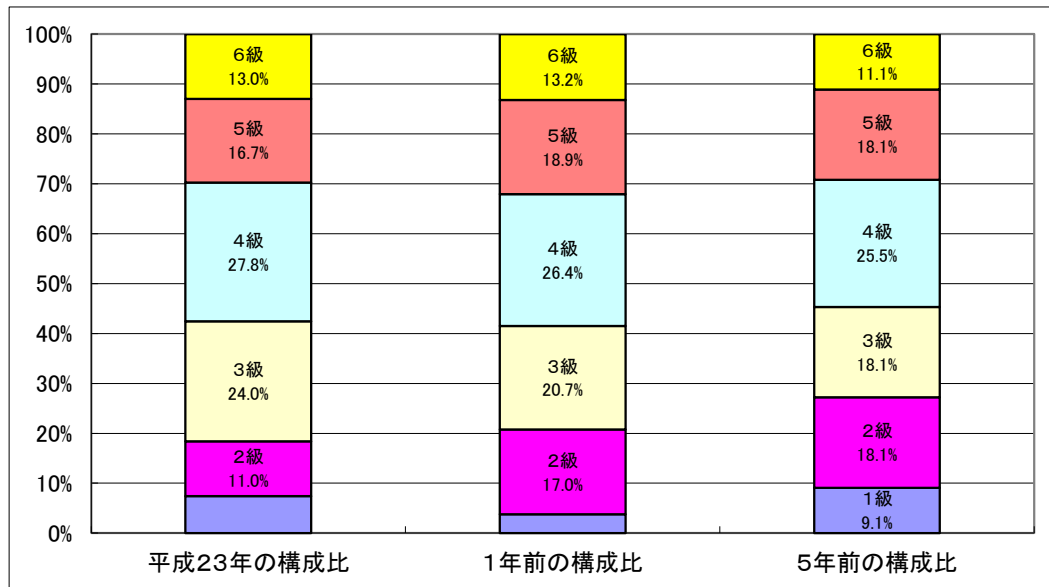
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	4 人	7.4 %
2 級	主任主事	6 人	11.1 %
3 級	特に高度な知識経験を必要とする係員、係長	13 人	24.0 %
4 級	特に高度な知識経験を必要とする係長、課長補佐	15 人	27.8 %
5 級	特に高度な知識経験を必要とする課長補佐、課長	9 人	16.7 %
6 級	高度な知識経験を必要とする課長	7 人	13.0 %

(注)1 村の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の給与に関する条例第5条第3項及び初任給、昇給及び昇給等の基準に関する規則第29条の規定に基づき、監督地位にある者の証明を得て、毎年1月1日の昇給にあわせて全職員に対し実施。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鮫川村	県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 14,678 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,608 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.4)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.4)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

鮫川村			県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,477 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給なし

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	13,199 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	227 千円
支給実績(21年度決算)	11,918 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	220 千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	下記に記載	同じ	下記に記載	10,411 千円	140,689 円
住居手当	下記に記載	異なる	下記に記載	189 千円	189 円
通勤手当	下記に記載	異なる	下記に記載	4,200 千円	54,545 円
管理職手当	下記に記載	異なる	下記に記載	6,558 千円	409,875 円
寒冷地手当	下記に記載	同じ	下記に記載	5,187 千円	67,363 円

	鮫川村	国
扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外	6,500円
	1人(配偶者なし)	11,000円
	特定期間の加算	5,000円
		同 左

	鮫川村	国
住居手当	持ち家は支給なし。借家については、規定額の50%を支給する。	<p>○借家・借間</p> <p>家賃20,500円以下 家賃－9,500円</p> <p>20,500円を超え52,500円未満</p> <p>(家賃－20,500円)×1/2+11,000円</p> <p>52,500円以上 27,000円</p>

	鮫川村	国
通勤手当	平成22年4月から平成23年3月までの間、財政難のため下記のとおり支給する。	
	片道の自動車等の使用距離	手当額
	2Km以上4Km未満	2,300 円
	4km以上6Km未満	3,500 円
	6km以上8Km未満	4,700 円
	8km以上10Km未満	5,900 円
	10km以上12Km未満	7,000 円
	12km以上14Km未満	8,200 円
	14km以上16Km未満	9,400 円
16km以上	10,600 円	
		<p>○交通機関等利用者</p> <p>最高支給限度額 58,000円</p> <p>○交通用具利用者</p> <p>通勤距離に応じて 2,000円～24,500円</p>

	鮫川村	国
管理職手当	平成22年4月から平成23年3月までの間、財政難のため、規定する下記の額から20%減額している。	
	総務課長	給料月額の12%
	課長	給料月額の10%
	課長補佐・所長・室長・局長	給料月額の8%
	主幹・副主幹	給料月額の5%
		給料月額の25/100以内で職に応じた額(定率)

寒冷地手当	鮫川村	国
	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、在勤する職員	同 左
	世帯主で扶養親族のある職員 月17,800円	
	世帯主で扶養親族のいない職員 月10,200円	
	その他の職員 月7,360円	

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分	給 料	月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給 料	村 長 (528,000 円)	828,000 円	280,000 円
	副 村 長 (481,000 円)	667,000 円	299,000 円
	教 育 長 (455,000 円)	- 円	- 円
報 酬	議 長 (234,000 円)	307,000 円	150,000 円
	副 議 長 (176,000 円)	251,000 円	119,000 円
	議 員 (161,000 円)	228,000 円	100,000 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長 教 育 長	(22年度支給割合) 3.07 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 村 長	給料月額×48月×48/100	12,165,120円
	教 育 長	給料月額×48月×29/100	6,695,520円 任期ごと
	備 考	給料月額×48月×20/100	4,368,000円

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

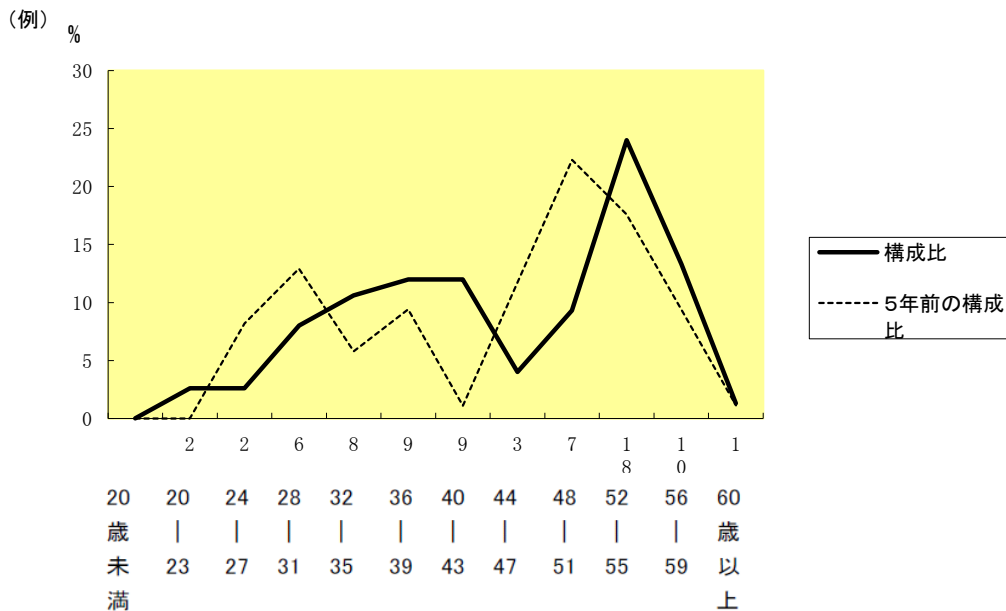
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	業務増による他部門への職員配置による減 教育部門からの職員配置による増 農業振興・推進に伴う業務増による職員配
		総 務	15	14	△ 1	
		税 務	3	3	0	
		民 生	14	15	1	
		衛 生	5	5	0	
		農林水産	13	15	2	
		商 工 土 木	1 4	1 4	0 0	
	計	56	58	2	〈参考〉 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 165.0)	
	教育部門	13	11	△ 2	民生部門への職員配置及び退職不補充による減	
	消防部門					
	小 計	69	69	0	〈参考〉 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 198.33人)	
公営会 企 業 部 等 門	病 院	2	2	0		
	水 道	1	1	0		
	其 他	3	3	0		
	小 計	6	6	0		
合 計		75 [84]	75 [84]	0 [0]		

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 教育部門には、教育長を含みます。
3 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	2人	2人	6人	8人	9人	9人	3人	7人	18人	10人	1人	75人

(3)職員適正化管理の数値目標及び職員数の推移

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減数	純減率
職員数	職員数		
87 人	79 人	△ 8 人	△ 8.5 %

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)

(単位:人)

区 分 部 門	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	実績合計
一般行政	64	63	61	61	54	56	58	△ 6
教 育	16	14	14	13	14	13	11	△ 5
消 防	0	0	0	0	0	0	0	0
普通会計	80	77	75	74	68	69	69	△ 11
公営企業等会計	7	7	7	7	7	6	6	△ 1
総合計	87	84	82	81	75	75	75	△ 12
前年比		△ 3	△ 2	△ 1	△ 6	-	-	

8 技能労務職員等の給与等の取組方針策定状況

退職者不補充により、技能労務職は現在2名、平成25年度では2名、平成29年度以降は0名となる。